

第49回岡山県人権政策審議会 議事録概要

○開催概要

1 日 時 令和2年7月13日(月) 14:00～16:05

2 場 所 ピュアリティまきび(岡山市)

3 出席者

◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員12名

青木美憲、市場恵子、川島聡、近藤理恵、進藤貴子、角田みどり、筒井愛知、飛山美保、中井智子、花田文甫、薬師寺明子、吉沢徹

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、長寿社会課長、障害福祉課長、国際課長、健康推進課課長、情報政策課長、くらし安全安心課長、保健福祉課長、人権教育課長、人権施策推進課長、人権施策推進課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

委員の皆様方には日頃から県政推進、とりわけ人権施策の推進に御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、本審議会に御出席いただき重ねて御礼申し上げます。

本日は委員改選後、最初の審議会である。再任いただいた委員の皆様方には、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。また、新たに御就任いただいた委員の皆様方には、貴重な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

女性や子ども、高齢者・障害のある人への虐待やいじめなどの事案が依然として発生している。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染者や医療従事者そして、そうした方々のご家族に対する誹謗中傷、差別、そういったケースも生じており、人権問題解決に向けた取組がますます重要になっているものと考えている。

県においても「第4次岡山県人権政策推進指針」に基づき、すべての人々が社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、明るい笑顔で暮らす「共生社会おかやま」、その実現に向けて、各種の施策を推進しているところであるが、今年度は、現行の指針策定から5年が経過することから、次期の指針策定について、この審議会に諮問をさせていただいたところである。

本日は、会長・副会長の選任をいただいた後、予め皆様方に御提案している、新たな指針の素案について御議論を頂く予定となっている。限られた時間ではあるが、委員の皆様方には新たな指針策定に向け、それぞれの立場から忌憚のない御意見を賜るようお

願ひ申し上げる。

2 議 題

(1) 会長・副会長の選任

事務局案を求める発言があり、事務局から、会長に花田委員、副会長に近藤委員、進藤委員を提案したところ、出席委員の承認を受け、選任された。

(〇〇委員)

御指名により、会長及び副会長に就任した3名を代表して、御挨拶を申し上げます。

当審議会は、人権が尊重された社会の実現を目指すため、人権政策に関する重要事項について調査審議し、知事に意見を具申する機関である。

本県においては当審議会の答申に基づき平成13年度にはじめて人権指針ができた。その指針は必要に応じて5年を目安に見直すということになっており、知事から当審議会に次期指針についての諮問があった。

私たちに課せられた任務は岡山県における第5次人権施策推進指針を策定し答申をすることである。本日の審議会では、積極的に意見を述べ、審議してまいりたいと考えるので、委員の皆様のお力添えをいただくよう、よろしく願ひ申し上げます。

(2) 行政説明

(〇〇委員)

本日は、議題3で、知事からの諮問に基づき、「第5次岡山県人権政策推進指針の策定」について、審議するため、時間の都合上、事務局からの説明は割愛することとし、質疑に移らせていただく。その前に、事前に委員の皆様からいただいた質問等の回答について事務局の方から、説明をお願いする。

(事前質問に対する回答)

次の資料により事務局から説明

- ・ 第49回岡山県人権政策審議会 行政説明資料
- ・ 第49回岡山県人権政策審議会 行政説明資料 (事前質問)

～行政説明資料に関する追加質問なし～

(3) 第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)の策定について

次の資料により事務局から説明及び事前説明への回答

- ・ 第5次岡山県人権政策推進指針の策定について (諮問)

- ・ 第5次岡山県人権政策推進指針の策定スケジュール【予定】
- ・ 第5次岡山県人権政策推進指針骨子（案）
- ・ 第49回岡山県人権政策審議会資料 第1章～第3章、第5章
- ・ 第49回岡山県人権政策審議会資料 第1章～第3章、第5章（意見反映後）
- ・ 第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針（仮称）素案事前質問）

（〇〇委員）

3点ある。まず、1ページ、性的マイノリティとされる人に対する人権侵害とあるが、この「とされる人」というのが「性的マイノリティに対する人権侵害」というのではないか。「とされる」という表現がなぜ気になったかという、誰かが「として」いるわけで、男性とされる人とか、女性とされる人とか高齢者とされる人、子どもとされる人、言わないと思う。性的マイノリティの場合、誰かがこの人は性的マイノリティであると判断したりする中に、「とされる人」という言葉が入ってくるのかなと思う。誰かが誰かの事をこうであると決めることに人権的な何か危うさを感じる。また、マイノリティという言葉の中には既に「性的少数者」という人の事を表しており、「とされる人」というのは2重になっているのかなと思う。「性的マイノリティに対する人権侵害」というのではと感じた。

続けて、注釈6のSDGs 4. 7について、説明の最初に「ゴール4、質の高い教育をみんなに7番目のターゲット」を入れた方がよい。

次に3つめ、注釈1のSNSのところだが、「インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス」とあるが違うような気がする。友人を紹介し合うだけではなく、友人ではない人とも新たにSNS上で知り合いになったり、連携したりし、時にはそれがよくない関係になったりもあるので、もう少し指針に取り上げる理由が分かるような内容にした方がいいと思う。

（人権施策推進課長）

性的マイノリティという言葉にすればすっきりするが、言い切ることに事務局として抵抗を持ってしまい、この表現を採用させていただいた。

性的マイノリティという言葉の方が適当という御意見をいただければそうさせていただく。

（〇〇委員）

性的マイノリティの方がすっきりするかと思う。

（人権施策推進課長）

SDGs 4. 7については、委員のお話のとおり説明がもう少し前にあった方がわかり

やすいと思うので修正する。それからSNSについても、幅広く読み込めるような形で修正していきたいと思う。

(3) 第5次岡山県人権政策推進指針（仮称）の策定について

次の資料により「1 女性」から「5 同和問題」までを事務局から説明及び事前説明への回答

- ・ 第49回岡山県人権政策審議会資料 第4章
- ・ 第49回岡山県人権政策審議会資料 第4章（意見反映後）
- ・ 第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針（仮称）素案 事前質問）

(〇〇委員)

ウィズプランと並行しながら指針策定を進めていくということだが、どのように意見を反映させていくのか。

(男女共同参画青少年課長)

ウィズプラン検討の中で指針策定を進めていく。ウィズプランの方も外部の有識者で構成された審議会があり、そちらからも御意見をいただきながら、本日いただいた御意見も合わせて検討していきたいと思う。

(〇〇委員)

「女性」の2ページ、「相談件数が多いのが」と主語になっているのが気になる。例えば、「近年はDVやストーカー行為についての女性からの相談件数が増加傾向にあり」などとしてはどうか。

(男女共同参画青少年課)

先程申し上げたとおり、ウィズプラン検討の中で指針策定を進めていく。ウィズプランの方も外部の有識者で構成された審議会があり、そちらからも御意見をいただきながら、本日いただいた御意見も合わせて検討していきたいと思う。

(〇〇委員)

新聞にもよくでていますが、部活で顧問の先生からパワハラ、行きすぎた指導により子どもが飛び降り自殺未遂あるいは自殺をし、その後裁判になっていることがある。行きすぎた指導、パワハラ、いじめとかにも対応するような学校の指導等に対する指針はあるのか。

教員が使い込みをした時は辞職に追い込まれるが、行きすぎた指導をした場合、一ヶ

月くらいの休職もしくは転勤で終わる。何か規程はあるのかないのか、あれば指針に盛り込んでもらえないか。

(人権教育課長)

私が把握している中では指針はない。その時その時の状況において適切に対応する。処分については、教職員課が所管している。様々な課題もあるので、教員研修をしつかりするように対応していきたいと思う。

(〇〇委員)

教師による暴力の問題とか、部活動のあり方とか、あるいは教職員の不祥事の問題とかそれぞれ各教育委員会が指針のようなものを作っていると思う。

(〇〇委員)

子どもが自死してしまった後で対応するのは遅いと思う。そういう教師、いわゆる子どもにとって権力がある人からのパワハラ、あるいはセクハラも含めてその声を聞き取りやすいようにする環境をつくっておかないといけない。子どもが自死を選んでしまった時の処分をどうするかということを考えるのも大事だが、未然に防ぐ環境をつくるということも力をいれていただきたい。

(人権教育課長)

今、全ての県立学校にアプリを利用した通報相談システムを入れている。生徒がストップイットというアプリをダウンロードして、匿名で通報、相談できるというシステムをつくっている。それには、いじめられていますということを匿名で相談、あるいは、「〇〇ちゃんがいじめられています。」という匿名通報を送信できる。県立学校だけに限るが、声をあげられるSOSの環境整備にも取り組んでいる。市町村にも是非やっていただきたい周知をしている。

(〇〇委員)

第3章の「特定の職業に従事する者への研修等」という項目があるが、指針を広げた形でそれぞれの項目で教職員のモラルの問題とか具体的なところは担当部局でつくりあげていると思うのでまた分かれば見せて欲しい。

(〇〇委員)

子どもの意見表明権について。確かにアプリも含め今の子ども達には相談のツールが増えてきている。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援も活用しながら、子どもが「助けて」といえる相談システムや受け皿を増やしていくことが大事。「子どもの話を聴くよ」という空気をつくっていかたいと思う。

(〇〇委員)

インクルーシブ教育システムという言葉が13ページともう一カ所、11ページにある。両方とも、どういうものかの説明がある。内容はほぼ同じなので、1箇所でもいいのではないか。

あと、障害者雇用促進法について言及していない。自立と社会参加の促進のところ、教育関係について記述が多い気がする。障害者雇用促進法でも「不当な差別的取り扱いの禁止」、「合理的配慮」は比較的重要な意味があると認められており、差別解消法の特別法としての雇用促進法の差別禁止規定の記述があってもいいのではないかと思う。

(障害福祉課長)

「障害のある人」については、障害者計画を見直す時期であり審議会を開催する予定である。意見を踏まえて、障害者計画と指針との整合性を取っていく。

(3) 第5次岡山県人権政策推進指針（仮称）の策定について

次の資料により「6 外国人」から「10 様々な人権をめぐる問題」までを事務局から説明及び事前説明への回答

- ・ 第49回岡山県人権政策審議会資料 第4章
- ・ 第49回岡山県人権政策審議会資料 第4章（意見反映後）
- ・ 第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針（仮称）素案 事前質問）

(人権施策推進課長)

「消費者被害、中国残留邦人とその家族、拉致問題等」については、本年2月の審議会で整理した骨子を踏まえて、当初は、「拉致問題、人身取引、アイヌの人々等」に「消費者被害」、「中国残留邦人とその家族」を含めるとしていたが、「拉致問題等」とし人身取引及びアイヌの人々を、「拉致問題等」の「等」に含むとして修正をした。

委員から「「消費者被害」と「中国残留邦人」をまとめるのは違和感がある」、「中国残留邦人に対しては、自立支援という社会権的視点のため、別枠とするか、消費者被害を削除した方がよいのではないか。」との御意見をいただいた。

昨年11月の骨子検討の際にも、現行指針での課題「消費生活上の問題」については果たして人権問題なのか。という御意見があった。また、高齢者や障害のある方の項目にしっかり盛り込むということで一旦は独立した項目とはしないという話にもなったが、若年層も対象となる理由から消費者被害と名称を変えて、中国残留邦人などとまとめて項目に残すという結論となった。

消費者としての権利は重要で守られるべきではあるが、委員からいただいている御意見、また、すべての人が消費者であること、さらに今回の指針の中で消費者被害防止に

については、課題別施策の高齢者の各施策推進の中で明記しており、子どもの被害については、子どもの項目の学校教育の中に消費者教育を新たに盛り込み、インターネットの項目においてもオンラインゲームでのトラブル、課金等の言葉は明記していないが、危険性が特に青少年を含む若年層において高まっているという旨を追記している。さらに、障害のある人の項目においても、今回、委員からの意見を受けて消費者被害対策の記述を追加することから、今後の修正案として、「消費者被害」という課題名を付しての記述は削除し、この箇所の項目名も【中国残留邦人とその家族、拉致問題等】と修正してはどうかと考えている。

(〇〇委員)

事前質問の30番の意見に掲載いただいているが、23ページのところ、この書きぶりだと、差別的な取扱いを受けるのは、疾病に関する知識不足が原因のように思われてしまうが、そうでないことは明らかだ。ハンセン病も知識を一番よく持っていた医学者が差別のもっとも象徴的な差別である隔離政策を続けてきたという事実があるわけだ。

決して知識だけの問題じゃないことをはっきりさせるために変えていただきたい。

なぜこだわるのかというと、近年、家族裁判があり、今までやってきた啓発活動は何だったのか、知識偏重でそれだけでは差別偏見はなくならないと繰り返し言われているので書きぶりは注意すべきである。

(健康推進課長)

意見を踏まえて、記載については協議して検討したいと思う。

(〇〇委員)

民間団体とNGOという言葉が両方用いられている。特に、17ページには民間団体とNGOという言葉が併記されているが、同じものを2つ並べているのか異なる概念として使っているのか。

(国際課長)

記載の仕方については、再度確認し検討させていただく。

(〇〇委員)

犯罪被害者等を個別項目にできない理由はなにか。

この素案を見たときに、優先順位としてまず1から9の個別項目に掲げられている人権に対する施策を優先し、その次に「10 様々な人権をめぐる問題」の順なんだという印象を受けた。その中でも「犯罪被害者」、その次に「刑を終えて出所した人」とある。最初に掲げられた方から、「10」の中でも優先順位が高い、そういうふうに見える。そう考えた時に犯罪被害者の方が、この案を見たときにどう思うかと考えた時に、自分達は犯罪被害者は刑を終えた加害者と同レベルとして扱われている、と思うのである

う。犯罪被害者の方からすると、自分たちの人権は、重要度が「刑を終えて出所した人」の一つ上くらいに過ぎないと思うであろう。自分たちの人権は軽く見られているのではないかと思われてしまう。「刑を終えて出所した人」の項目を削除できないのであれば、犯罪被害者等を個別項目にして欲しい。要は色をつけて欲しい。

(人権政策推進課長)

国の人権教育・啓発に関する基本計画の中では、順番に各人権課題に対する取組が書いている。その順番でいくと、「刑を終えて出所した人」が上にあり、つづいて「犯罪被害者等」となっている。県においては、基本的に国の計画に沿って、課題として挙げている。県でどういう解釈があったかは分からないが、1次指針から両方課題としており、2次指針からは、現在のとおり「犯罪被害者等」を先にして「刑を終えて出所した人」を後に続けている。

まず、国の計画に則して県の計画をつくっており、県の状況を反映させているという御理解をいただきたい。また、個別項目とするかどうか、記載の順番についても重要性の順位にはよらないとの考えを持っている。いろいろな意味で人権が侵害されやすいということで女性、子ども、高齢者、障害のある人を、インターネットはそれを介して侵害されやすい目線で個別項目としている。複数の面から施策とか取組をしていく必要があるものを個別項目としていると理解している。

一方、置かれた特別な状況により特定の人に人権の配慮が特に必要なものを、「10様々な人権をめぐる問題」という形で整理しているため、「犯罪被害者等」と「刑を終えて出所した人」が同じ項目での記載となっている。

(〇〇委員)

今の理由では、「犯罪被害者等」を個別項目にできない理由にはならないと思う。

(人権政策推進課長)

骨子については、昨年2回の審議をいただいて決定したものであり、現状のままとさせていただきます。

(〇〇委員)

これを犯罪被害者の方が見た時、犯罪被害者の方が大変傷つくと思う。犯罪被害者等と刑を終えて出所した人とが同列に扱われているということについて傷つく。

この素案自体が犯罪被害者や遺族の方に対して2次被害を与えかねない。そういう体裁になっていると思う。私の意見としては個別項目にあげていただきたい。

(〇〇委員)

昨年から項目立てをしてきた。位置により差を付けるというような意見はなかった。

(〇〇委員)

技術的に難しくはないと思う。

(〇〇委員)

「さまざまな人権をめぐる問題」は、たくさん問題がある。それを全部個別項目に書こうと思うと大変なことになる。

(〇〇委員)

私が言っているのは、犯罪被害者等の項目だけを切り出して、それを新たな10番目の項目にして欲しいと申し上げている。

(人権施策推進課長)

昨年11月から骨子案については委員さんの方でしっかりとたたいていただいて、2月に決定という形をとらせていただいている。委員の方から今回新たに問うことではあるが、できれば今回は現状のままとさせていただきたい。

(〇〇委員)

事務局の意見は分かった。でも、改選後の現審議会委員の中では議論されていない。骨子を決めるのは、その後でもいいのではないか。

(人権施策推進課長)

時間の関係もあるため、今の御意見を踏まえ、各委員に意見をメール等で確認するという形でいいか。

(〇〇委員)

そのやり方がいいのかどうか。会長に委ねる。

(〇〇委員)

これまでの審議の流れもあるし、それも踏まえて再度委員さん方に意見をいただくようにしよう。

(〇〇委員)

この件については、審議会の中で話題にして何を様々な人権問題にするかというのは、協議した上でできあがっていると思う。その時にも発生頻度とかでこういった、当時の10に入れるものは10にしましょうと合意した上でできている。新しく入られた委員さんにおかれては、なんでそうなのかと疑問を持たれるのかもしれないが、一定の時間を取って協議した上でできている。今までの議事録があるので読んでいただき、なぜインターネットによる人権侵害までが個別項目になったか御理解いただきたい。その他の

ものを10として一括したからといって軽くみている訳ではない。もう協議済みなので御意見としてお聞きするが、またそれを再度項目立てから検討すべきと言われても、今まで関わってきた委員としてはどうかと思う。

(〇〇委員)

この後、この協議で足りなかったことについては、事務局の方から各委員あてにまた質問を取りまとめするのか。

(人権施策推進課長)

次回の審議会は、答申案という形で今回の審議会を踏まえ資料を差し上げるので、その時にまた御意見をいただけたらと思う。

(〇〇委員)

決まった事だからと審議しないというのであれば、新任の者の意見がどこから取り上げてもらえるのか教えていただかないと、また私が余計なことを言って皆様に御迷惑をおかけすることになる。もう決まったことなのなら、これ以上口は出さないようにする。

(〇〇委員)

指針は膨大な内容であり、すべて審議を深く行うのは難しい面もある。次回10月に予定されている。次回会議までにいろいろ問題、課題、質問があったら事務局に出すように御了承いただけたらありがたいと思う。次回会議の議案のまとめかたについては、私と副会長、事務局に一任させていただくことで御了承願いたい。

事務局から何か報告等はあるか。

(人権施策推進課長)

次回の審議会は10月に開催させていただきたい。詳しい日程については、後日ご案内させていただくので、よろしく願います。

(県民生活部長)

いろいろと御意見いただき御礼申し上げます。また、私どもの事務局の方から新任いただいた委員さんに対する、これまでの議論、検討の十分な説明ができていなかった点について大変申し訳ないと思っており、今後、答申案のとりまとめに向け、各委員の皆様方に対し、また個別にご相談をさせていただこうと思っている。その中でこれまでの検討状況を丁寧に新任の委員の皆様方にはご説明させていただきながら、審議会としての最終的な答申案の作成に向けて事務局として精一杯努めさせていただきたいと思っているのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

(〇〇委員)

それでは時間がきたので、審議を終了する。